

マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用に 関する論点（検討資料③）

保険事故の設定（求職者給付）について

雇用保険における保険事故（求職者給付）

- 雇用保険は、労働者が失業した場合・・・に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図ることを目的とする。【法 1】
- 雇用保険における「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。【法 4 II】
- 雇用保険における「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。【法 4 III】
- 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12か月以上（特定受給資格者等の場合 1 年間に 6 か月以上）であったときに支給する。【法13 I】

求職者給付は、労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図り、もって失業者の求職活動を容易ならしめるために支給されるものである。つまり、賃金を主たる収入源として生活を築いてきた労働者が、保険事故である失業に遭遇した場合には、通常はその収入の道がとだえて生活の安定を維持することが困難となってしまう、安心して求職活動を行うことができなくなるので、そのような場合に、生活の安定を図るために一定の範囲内でその者の所得を保障し、もって求職活動を容易にしようとするものである。

雇用保険のうち求職者給付の保険事故は失業であるが、その契機となるのが離職である。保険制度として、本来予想する保険事故は、非任意的な性格の事故であることが原則であるが、雇用保険においては、必ずしも非任意的な離職—解雇されたことによる離職—に限らず、契約期間の満了、任意退職等その理由の如何を問わず、事業主との雇用関係が終了すれば「離職」であり、その後、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあれば、雇用保険の保険事故である「失業」に該当することとなるのである。

現行

雇用保険法

(定義)

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4 (略)

(適用除外)

第六条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（この法律を適用することとした場合において…日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

二 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において…日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

三 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの

四 学校教育法…第一条、第二百二十四条又は第三百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五・六 (略)

(基本手当の受給資格)

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

2・3 (略)

雇用保険業務取扱要領

20301-20500 第3 被保険者

20301-20350 1 被保険者の範囲

20301 (1) 被保険者の意義

被保険者とは、適用事業に雇用される労働者であつて、法第6条各号に掲げる者以外のものをいう（法第4条第1項）。すなわち、適用事業に雇用される労働者は、20303の「被保険者とならない者」に該当しない限り、その意思のいかんにかかわらず、被保険者となる。ここでいう「労働者」とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者をいう（20004参照）。

20303 (3) 被保険者とならない者

次に掲げる者は、法第6条等により、法の適用を受けない。したがって、適用事業に雇用される者であっても被保険者とならない。

イ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（法第6条第1号）

ただし、日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる（20302参照）。(略)

ロ 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（法第6条第2号）

ただし、日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる（20302の二参照）。また、日雇労働者であつて、前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者は被保険者となる（90251参照）。(略)

21201-21400 第9 被保険者資格を喪失したときの事務手続

21201-21250 1 資格喪失届の提出による確認

21203 (3) 資格喪失届記載要領及びその指導

ロ 5欄（喪失原因）は、統計等のため使用されるものであるため、次により、正確に記載する。

「1」……離職以外の理由（イ参照） 「2」……3以外の離職（ロ参照）

「3」……事業主都合による離職（ハ参照）

（イ）「1」に該当するもの（略）

（ロ）「2」に該当するもの

a～d (略)

e aからdまで以外の事業主の都合によらない離職

例えば、次のような場合は、事業主の都合によらない離職として取り扱われる。

(a)～(d) (略)

(e) 1週間の所定労働時間が20時間未満となったことにより被保険者資格を喪失した場合（20605参照）

マルチジョブホルダーに雇用保険を適用させる場合の適用基準

— 第4回 検討会における主な御意見 —

1. 合算適用（労働時間を合算して20時間以上となる場合に適用）に対する御意見

- 週の所定労働時間がA事業所（15h）とB事業所（10h）合算させて20時間を超える場合は、A事業所が離職すれば給付ができることを前提とすると、A事業所（20h）とB事業所（5h）を考えた場合、既にA事業所で雇用保険が適用され、たとえB事業所を離職しても引き続き週所定労働時間が20hを超えるので支給はないとすると、同じ週の所定労働時間が25hなのに、一方が切り捨てられることになり、適用のあり方で大きな差がでるのではないか。
- マルチジョブホルダーである者について、A事業所（15h）とB事業所（10h）を合算させて適用させると仮定すると、A事業所（20h）とB事業所（20h）で働いており、A事業所で雇用保険が適用されている者についても合算させないとアンバランスではないか。

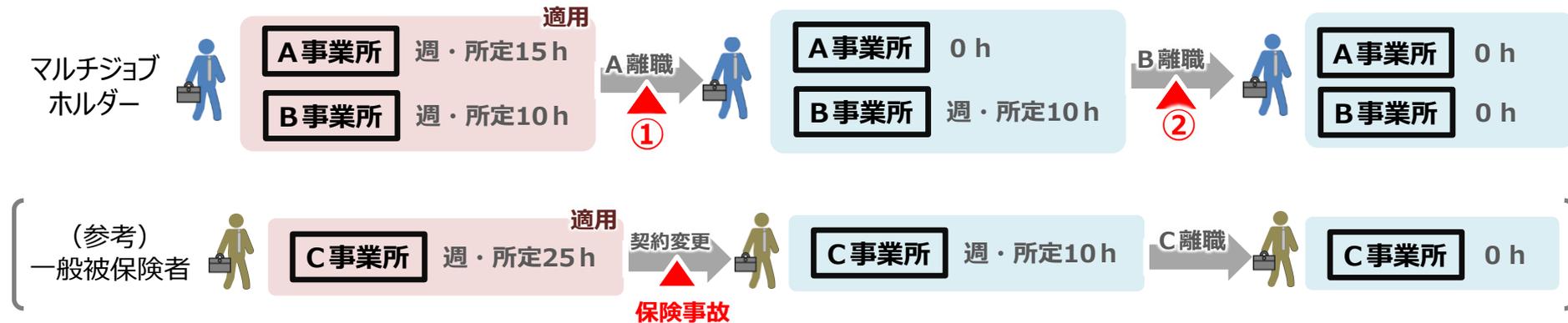
2. 基準引下げ（現行の適用基準である週所定労働時間20時間自体を引き下げる）に対する御意見

- アンバランスを避けつつ、マルチジョブホルダーを適用させるとなると、週所定労働時間20hという適用基準を下げることを考えなければならないのではないか。
また、その場合、マルチジョブホルダーのみ適用基準を下げるという選択も論理的にあり得るが、オペレーションの観点から、区別せずに一般的に下げるしかないと考えられる。
- マルチジョブホルダーを救済する手段として適用基準を下げるという選択肢もあり得るが、適用基準を下げるのが難しいのなら、難しいという論理構成も検討会で議論する必要があるのではないか。
- 一般的に適用基準を下げるとなると、現行の雇用保険の根本的な考え方（自らの労働により主たる生計を維持していると考えられる労働者を保護の対象とする）を変更することになる。具体的にどのように時間設定をするかを含めて、留意が必要。

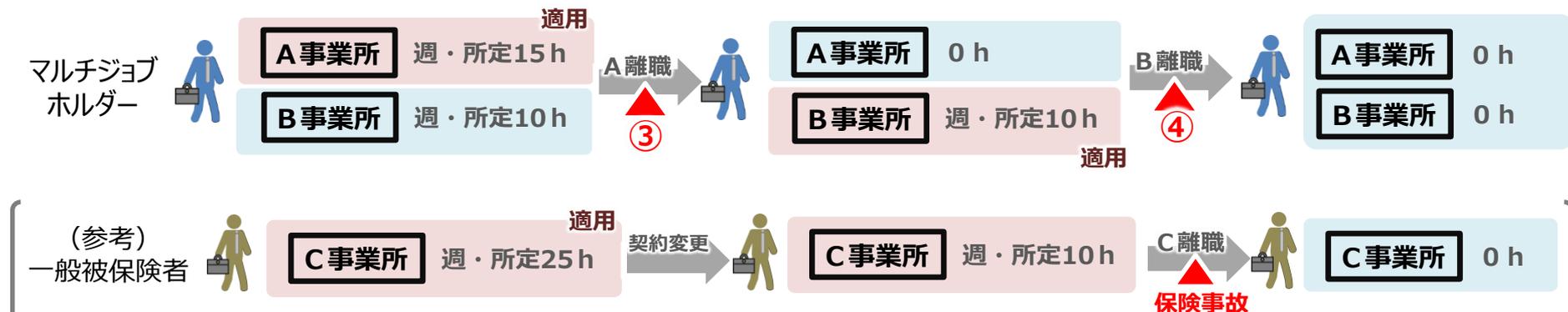
求職者給付の保険事故の捉え方について

- 前回検討会で示したCASE IIについて、合算適用・基準引下げのそれぞれで雇用保険を適用させたと仮定。この例で、事業所の離職等が生じた場合に、どのように、保険事故を捉えることが考えられるか。

【合算適用と仮定した場合】



【基準引下げと仮定した場合】 ※ここでは議論のため、適用基準を週所定労働時間10hに引き下げたと仮定する。



※ 適用基準の引下げ (20時間⇒10時間) に合わせて、現行の離職として取り扱う週所定労働時間も、同様に引き下げるものと仮定している。

求職者給付の給付方法について

雇用保険制度の概要(体系)



※ 【 】内は平成29年度決算額。()内は平成31年度要求額。

※ 平成19年度以降、国庫負担の額は、当分の間、本来の額の55%とされている。また、平成29年度から平成31年度までの国庫負担の額は、29年雇用保険法改正により、特例的に本来の額の10%とされている。

基本手当の概要

基本手当の概要

- 一般被保険者が離職し、失業状態にある場合に、求職活動をする間の生活の安定を図るため、28日ごとにハローワークで失業認定を行った上で、失業している日について支給。

※「失業」：被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること。

支給要件

- ① 一般被保険者が離職した場合：離職日以前2年間に被保険者期間12か月以上
- ② 倒産・解雇等による離職者、有期契約が更新されないこと等による離職者：離職日以前1年間に被保険者期間6か月以上

給付内容（基本手当日額・所定給付日数）

- 基本手当日額※を、支給期間（離職日から1年）の範囲で、所定給付日数を支給。

※ 賃金日額の50～80%（60～64歳の場合は45～80%）。

- 所定給付日数は、離職理由・被保険者期間・年齢により決定。

I) 倒産・解雇等により離職者（特定支給資格者）

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳～34歳		120日	180日	210日	240日
35歳～44歳		150日	180日	240日	270日
45歳～59歳		180日	240日	270日	330日
60歳～64歳		150日	180日	210日	240日

II) 一般の離職者（I・III以外）

	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

III) 就職困難者（障害者など）

	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳～64歳		360日

基本手当の受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成20年度	606,686	7.1
平成21年度	854,617	40.9
平成22年度	653,553	△23.5
平成23年度	624,953	△4.4
平成24年度	576,277	△7.8
平成25年度	526,858	△8.6
平成26年度	467,052	△ 11.4
平成27年度	435,563	△6.7
平成28年度	400,746	△8.0
平成29年度	378,344	△5.6

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年比
平成28年 9月	432,803	△ 8.0
10月	412,186	△ 9.3
11月	396,730	△ 7.9
12月	377,265	△ 9.3
平成29年 1月	371,577	△ 8.6
2月	358,781	△ 9.5
3月	360,151	△ 7.7
4月	337,884	△ 8.5
5月	392,176	△ 3.7
6月	399,379	△ 7.8
7月	400,210	△ 6.5
8月	430,497	△ 6.8
9月	402,787	△ 6.9
10月	401,399	△ 2.6
11月	383,678	△ 3.3
12月	359,672	△ 4.7
平成30年 1月	356,271	△ 4.1
2月	339,543	△ 5.4
3月	336,632	△ 6.5
4月	326,102	△ 3.5
5月	388,677	△ 0.9
6月	378,449	△ 5.2
7月	398,911	△ 0.3
8月	420,686	△ 2.3

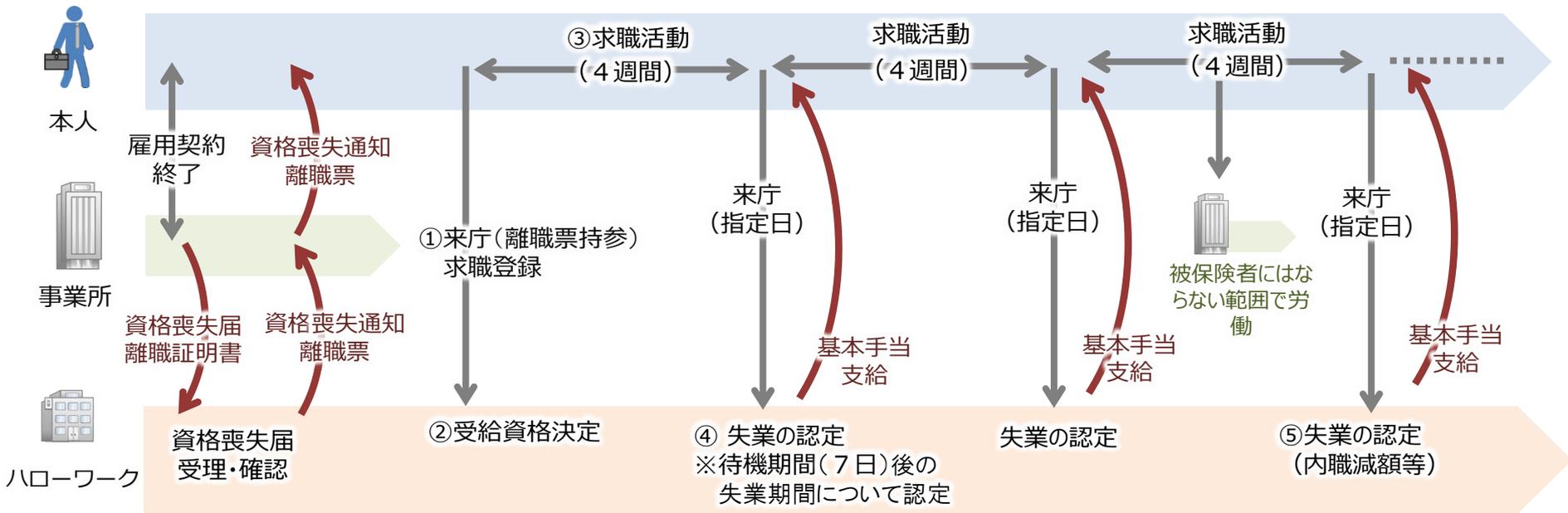
基本手当の主要指標の推移

(初回受給者数・平均受給日数・平均受給日額・総支給額)

	初回受給者数 (人)	平均受給日数	平均受給日額	総支給額 (千円)
H 1 4年度	2,312,366	140.0日	5,988円	1,938,180,010
H 1 5年度	1,990,245	129.2日	5,632円	1,448,076,575
H 1 6年度	1,790,799	115.1日	5,093円	1,049,981,999
H 1 7年度	1,704,781	110.4日	4,984円	937,658,984
H 1 8年度	1,606,197	108.1日	4,939円	857,117,299
H 1 9年度	1,567,895	107.3日	4,925円	828,780,196
H 2 0年度	1,816,338	99.4日	4,925円	888,746,888
H 2 1年度	2,073,468	125.9日	4,920円	1,283,925,680
H 2 2年度	1,648,311	120.2日	4,835円	957,667,542
H 2 3年度	1,643,403	114.7日	4,783円	901,669,522
H 2 4年度	1,545,961	111.0日	4,851円	832,629,496
H 2 5年度	1,388,035	113.3日	4,819円	757,497,591
H 2 6年度	1,284,466	108.2日	4,772円	663,156,671
H 2 7年度	1,215,502	107.3日	4,782円	623,982,111
H 2 8年度	1,126,920	106.0日	4,767円	569,229,932
H 2 9年度	1,066,849	105.4日	4,819円	541,817,021

基本手当の手続きの流れ

- 基本手当を受給する場合（自己都合離職でない場合）の基本的な手続きの流れは、次のとおり。



- ① 本人が、離職票を持参し、ハローワークに来庁。
- ② 離職票等をもとに、基本手当の受給資格があるかどうか確認。被保険者期間等の要件を満たせば受給資格決定。また、次回の失業認定を行う日が指定される。
- ③ 次の失業認定日までに、求職活動を原則2回以上行う(初回の認定日は1回以上)。
- ④ 失業認定は4週間に1回指定された日に行う(原則、認定日の変更は不可)。認定においては、失業認定申告書に本人の求職活動実績を記載してハローワークに提出。また、前回と同様に次回の失業認定日が指定される。
- ⑤ 失業中に労働によって収入を得た場合、失業認定において失業認定申告書に収入等を記載して届け出る必要。
 - ・ 1日の労働時間が4時間以上：当該労働した日は失業認定されない(基本手当不支給)
 - ・ 1日の労働時間が4時間未満：収入に応じて基本手当が減額(内職減額)

(参考) 失業認定申告書の記載例

様式第14号 (第22条関係) (第1面)

失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 イ しない	7月	1	2	3	4	5	6	7	8月	1	2	3	4	5	6	7
			8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
			15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
			29	30	31						29	30	31				
2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分か)などを記入してください。	収入のあった日	8月	7日	収入額	2000円	何日分の収入か	2日分										
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分										
3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。																	
ア 求職活動をした	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。																
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容													
	ア 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	8/10	ハローワーク飯田橋	職業紹介の結果、株式会社〇〇への紹介を受けて、8/20面接。採否結果待ち。(8/27 採否通知予定)													
	イ 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等																
	ウ 派遣元事業主による派遣就業相談等																
エ 公的機関等による職業相談、職業紹介等																	
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。																	
事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果												
株式会社△△産業 人事部 (電話番号 03-xxxx-xxxx)	8/13	直接の訪問	営業	ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	8/16 不採用通知あり												
				ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌													

() 内は記入の例です。必要に応じて○をつけて、必要なことがらを記入してください。

(参考) 失業認定について

- 失業認定は、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者又は職業に就くためその他やむを得ない理由のため認定日に出頭することができない者に関する失業の認定について別段の定めをすることができる。【法15Ⅲ、則23Ⅰ】

「失業の認定を、基本手当の受給の要件としたのは、被保険者が真に失業の状態にあるか否か、すなわち積極的に自ら又は公共職業安定所の職業紹介により就職しようとする意思を有し、その能力もあり、現在何らの職にも就いていないかどうかを公に認定する必要があるからである。

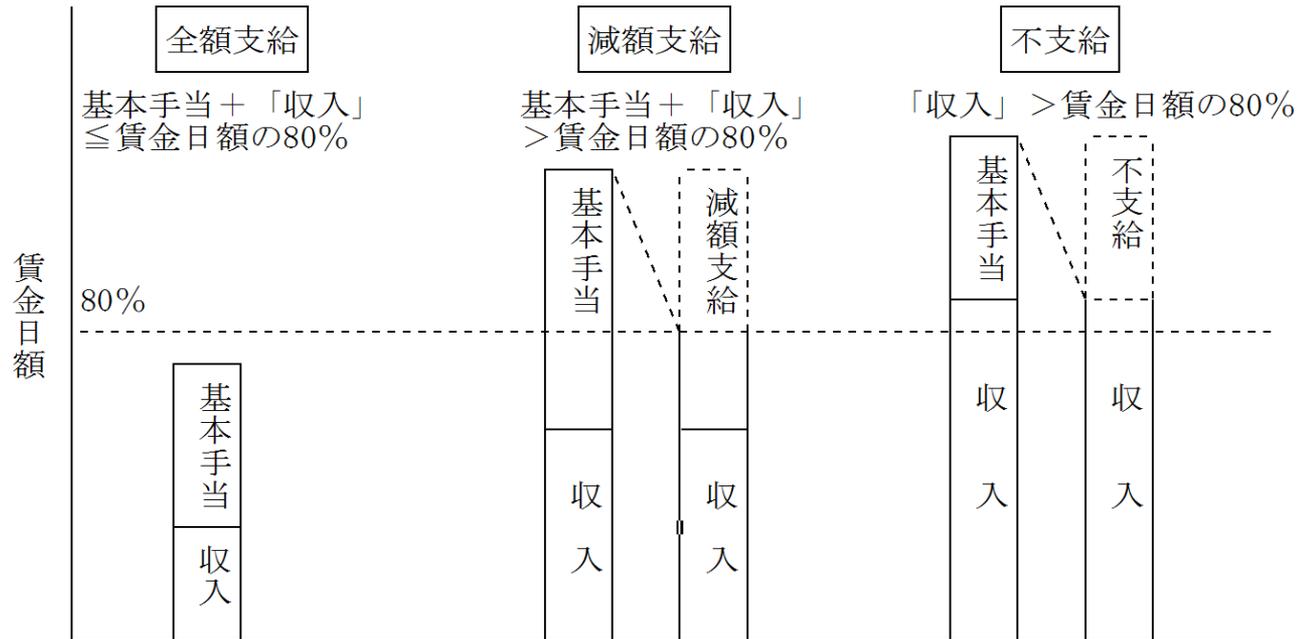
失業の認定は、それ自体についてみると、本来毎日行くことが望ましいと考えられるが、①失業の認定を受けるために毎日公共職業安定所へ出頭することは、逆に自己の積極的な求職活動の妨げとなる場合があること、②受給資格者全員が、毎日、公共職業安定所へ出頭して失業の認定を受けることとすると、公共職業安定所の本来の使命である職業紹介、職業相談等を十分に行うことができなくなること等のために、雇用保険制度の下では、各受給資格者ごとに四週間に一回失業の認定日を指定し、その日に直前の四週間の期間内のすべての日について失業の認定を行うこととしている。」

《参考》『失業の認定について別段の定め』として、認定日の変更が認められるのは次のとおり。【業務取扱要領】

- (イ) 就職する場合（安定所の紹介によると否とを問わない。）
- (ロ) 法第15条第4項各号に該当する場合
 - ・ 疾病又は負傷のために出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して15日未満であるとき
 - ・ 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために出頭することができなかつたとき
 - ・ 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために出頭することができなかつたとき
 - ・ 天災その他やむを得ない理由のために出頭することができなかつたとき
- (ハ) 安定所の紹介によらないで求人者に面接する場合
- (ニ) 各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合
- (ホ) 安定所長の推薦による公共職業訓練等や、就職支援計画に基づく求職者支援訓練等を受講する場合
- (ヘ) 親族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合
- (ト) (ヘ)と同範囲の親族の危篤又は死亡及び葬儀
- (チ) 配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事
- (リ) 受給資格者本人の婚姻等の場合
- (ヌ) 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席
- (ル) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (ヲ) 前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの。

(参考) 基本手当の減額について

- 失業期間中に、内職その他自己の労働によって収入を得ている場合、その収入額が一定限度を超えるとときは基本手当の減額を行うこととしている。(いわゆる「内職減額」)



- (注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,294円 (平成30年8月～)
2 図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

「基本手当は、失業者の再就職を支援するための一時的な期間の生活保障であり、受給者の早期再就職の実現を重要な政策目的としていることから、受給者の再就職賃金より高い給付水準となることは不適切であり、その者の労働市場における再就職賃金の水準とバランスのとれた給付水準に設定される必要がある。このような考え方を踏まえ、基本手当の日額は、離職者の賃金日額に応じて最高八〇パーセントから最低五〇パーセントまでの範囲で定めることとされている。」

「失業の期間中に、職業に就いたのではないが、内職その他自己の労働(短時間就業等)によって収入を得ている場合に、それらの収入を考慮しないで基本手当の全額を支給することは、失業者の最低生活を支えるという基本手当の趣旨からみて適当でないため、その収入額が一定限度を超えるとときは基本手当の減額を行うこととしているものである。」

高年齢求職者給付金の概要

65歳以上の適用

- 65歳以上の被保険者



給付金の概要

高年齢被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

高年齢求職者給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成20年度	134,569	18.0	29,085,114	17.3
平成21年度	163,892	21.8	34,937,954	20.1
平成22年度	147,771	△9.8	30,969,346	△11.4
平成23年度	158,738	7.4	33,032,015	6.7
平成24年度	181,380	14.3	38,979,983	18.0
平成25年度	198,709	9.6	42,734,840	9.6
平成26年度	220,869	11.2	48,159,855	12.7
平成27年度	230,802	4.5	50,935,068	5.8
平成28年度	230,756	△0.02	51,064,673	0.3
平成29年度	247,617	7.3	53,677,172	5.1

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

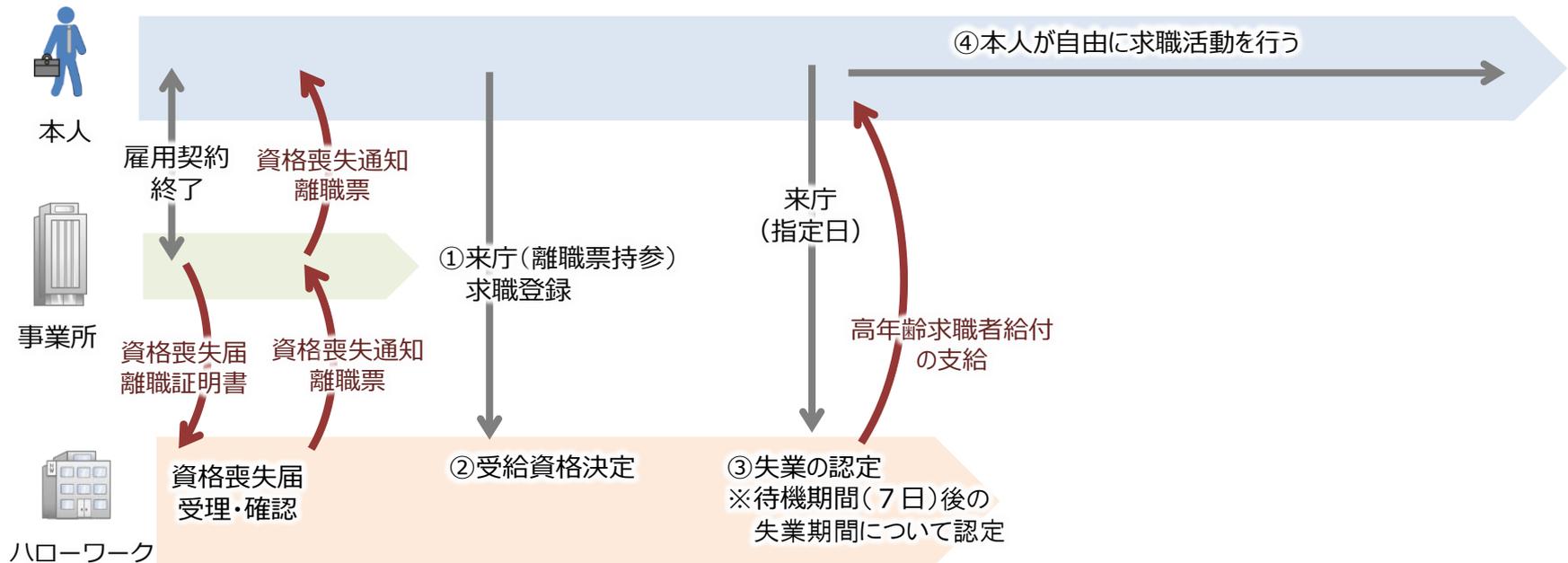
【月別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成28年9月	14,646	1.2	3,160,118	1.7
10月	16,014	△7.7	3,501,166	△7.7
11月	15,900	5.7	3,449,825	6.2
12月	11,983	5.6	2,551,797	5.1
平成29年1月	14,437	△0.7	3,176,838	△1.2
2月	16,290	△2.9	3,559,371	△3.1
3月	15,754	4.3	3,370,538	4.7
4月	30,478	△5.8	6,960,355	△5.5
5月	41,592	1.3	9,486,506	1.7
6月	20,247	△0.6	4,490,501	△0.3
7月	16,217	△3.8	3,567,170	△4.7
8月	16,572	9.8	3,526,138	5.4
9月	16,696	14.0	3,464,199	9.6
10月	19,198	19.9	4,037,784	15.3
11月	17,790	11.9	3,671,353	6.4
12月	14,092	17.6	2,877,900	12.8
平成30年1月	16,769	16.2	3,518,945	10.8
2月	19,016	16.7	4,096,241	15.1
3月	18,950	20.3	3,980,080	18.1
4月	36,739	20.5	8,334,666	19.7
5月	51,888	24.8	11,799,903	24.4
6月	24,758	22.3	5,457,542	21.5
7月	20,747	27.9	4,590,229	28.7
8月	20,196	21.9	4,455,299	26.4

高年齢求職者給付金の手続きの流れ

- 高年齢求職者給付を受給する場合（自己都合離職でない場合）の基本的な手続きの流れは、次のとおり。



- ① 本人が、離職票を持参し、ハローワークに来庁。
- ② 離職票等をもとに、高年齢求職者給付金の受給資格があるかどうか確認し、被保険者期間等の要件を満たせば受給資格決定を行う。また、次回の失業認定日が指定される。
- ③ 失業の認定は初回の1回のみ。また、失業状態の確認にあたっては、求職活動実績は問わない。労働をして給付金が減額（内職減額等）される仕組みはない。
- ④ 高年齢求職者給付金の支給が決定した後は、本人がハローワークに限らず自由に求職活動を行う。

高年齢求職者給付の考え方

「六五歳以上の高年齢者は、離職した後の就業希望が短時間の就労や都合のよい時に頼まれて仕事をする任意的な就労などが多く、多様化しており、しかも相当数が引退を考えているなど、通常、フルタイムの普通勤務からの引退過程にあると考えられる。雇用保険においては、このような六五歳以上の高年齢者の多様な就業希望に対応して、この者が失業した場合には、高年齢求職者給付金という一時金を支給して、公共職業安定所における職業紹介、職業指導等の援助を受けるだけでなく、さまざまな機会をとらえて本人が随時にフルタイムの普通勤務以外の幅広い職業について求職活動が行えるような制度となっているのである。

高年齢求職者給付金は、特例一時金や日雇労働求職者給付金の場合と同様に、その者に最もふさわしい形で求職活動のための援助を行うための求職者給付であるから、いわゆる脱退一時金ではなく、労働の意思又は能力のない場合に支給されないことはもちろんである。

この高年齢求職者給付金は、基本手当と異なって、失業している日について支給されるものではなく、失業していることに着目して支給されるものである。すなわち、失業していたことについての後払でも、今後失業しているであろうことに対する前払でもなく、高年齢求職者給付金の支給を受けた後すぐに職業に就いたとしても返還の必要はない。また、自己の労働による収入(短時間就業等による収入)があった場合であっても、そのために減額されることもない。」

[抜粋]雇用保険法(コンメンタール) 労務行政研究所 平成16年11月25日発行

短期雇用特例求職者給付金について

概要

季節的に雇用される者(短期雇用特例被保険者)が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の30日分(※)の一時金が支給される。

(※)当分の間は40日分

短期雇用特例被保険者と一般被保険者の比較

		短期雇用特例被保険者(特例一時金)	一般被保険者(基本手当)
適用		「季節労働者(4月を超える雇用期間)」かつ 「週所定労働時間20以上30時間未満」	「週所定労働時間20時間以上」かつ 「31日以上雇用見込み」
給付	給付日数	40日(法の本則は30日)(※)	最低90日
	給付方法	失業認定日に失業していることを確認し、一時金を一括支給	4週間に1回に失業認定を行い、失業していることを確認した日数に応じて基本手当を支給
	受給資格要件	1年間に6月以上の被保険者期間	○ 倒産・解雇等の場合:1年間に6月以上の被保険者期間 ○ 自己都合の場合:2年間に12月以上の被保険者期間

(※)季節労働者に対する特例一時金は、毎年受給できる循環的な給付であり、給付と負担のバランスの観点から問題であるため、平成19年法改正において、給付日数を50日分から30日分とし、激変緩和の観点から、当分の間は40日分とされているもの

短期雇用特例求職者給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成20年度	181,924	△8.8	35,331,519	△15.5
平成21年度	159,986	△12.1	30,435,509	△13.9
平成22年度	158,975	△0.6	29,834,422	△2.0
平成23年度	141,421	△11.0	26,873,736	△9.9
平成24年度	132,690	△6.2	25,395,014	△5.5
平成25年度	127,211	△4.1	24,383,692	△4.0
平成26年度	122,696	△3.5	23,586,531	△3.3
平成27年度	109,606	△10.7	20,991,407	△11.0
平成28年度	97,461	△11.1	18,610,927	△11.3
平成29年度	88,928	△8.8	17,376,429	△6.6

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)平成19年10月1日以降の離職者より給付日数30日
(当分の間40日)に改正。

【月別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成28年 9月	1,157	△1.8	186,402	△2.2
10月	534	△13.0	91,444	△14.0
11月	2,738	8.0	496,751	9.4
12月	13,253	△5.2	2,430,982	△4.3
平成29年 1月	29,540	△13.5	5,756,355	△13.9
2月	14,622	△19.7	2,851,360	△19.9
3月	9,075	△4.9	1,849,632	△4.3
4月	11,500	△0.2	2,373,154	1.7
5月	4,955	△1.1	973,033	△1.3
6月	3,168	△4.1	594,208	△4.4
7月	3,259	△9.8	503,174	△8.0
8月	2,906	△6.0	445,505	△3.2
9月	971	△16.1	156,655	△16.0
10月	555	3.9	96,796	5.9
11月	2,613	△4.6	496,270	△0.1
12月	12,275	△7.4	2,312,151	△4.9
平成30年 1月	26,773	△9.4	5,340,382	△7.2
2月	12,870	△12.0	2,592,094	△9.1
3月	7,083	△22.0	1,493,007	△19.3
4月	11,484	△0.1	2,462,302	3.8
5月	4,699	△5.2	951,036	△2.3
6月	3,008	△5.1	563,097	△5.2
7月	3,008	△7.7	563,097	11.9
8月	2,950	△9.5	449,373	△10.7

日雇労働求職者給付金について

1 概要

日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者であって、一定の要件を満たす者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前2月において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等級	給付金日額	賃金日額区分	印紙保険料額(労使折半)
第1級	7,500円	11,300円以上	176円
第2級	6,200円	8,200円以上11,300円未満	146円
第3級	4,100円	8,200円未満	96円

2 日雇労働被保険者の要件

日雇労働者であって次のいずれかに該当する者

- ① 適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外に居住し、適用区域外の適用事業で、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づき厚生労働大臣が指定したものに雇用される者
- ④ ①～③のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

※ なお、直近2月の各月に同一事業主に18日以上雇用された場合及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合は、原則、一般被保険者

3 支給日数

受給資格決定月における最大支給日数は、前2月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13日（印紙26から31枚）～17日（印紙44枚以上）

日雇労働者求職者給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円)

【月別】

(単位：人、千円)

	被保険者数	受給者実人員			支給金額				
		1級	2級	3級	1級	2級	3級		
平成19年度	24,638	14,259	11,535	1,746	1,022	12,457,157	10,612,144	1,284,344	551,630
平成20年度	24,556	13,566	10,910	1,772	938	11,931,552	10,098,906	1,299,843	516,637
平成21年度	24,045	12,001	9,352	1,803	896	10,545,458	8,729,187	1,281,826	494,338
平成22年度	21,638	11,203	8,611	1,793	839	9,201,508	7,518,276	1,176,743	465,698
平成23年度	20,031	11,324	8,713	1,839	809	8,987,815	7,383,158	1,157,460	447,003
平成24年度	19,345	11,478	8,913	1,815	795	8,772,762	7,250,100	1,085,465	437,917
平成25年度	18,718	11,309	8,723	1,859	764	8,396,822	6,866,295	1,105,101	426,019
平成26年度	17,098	11,062	8,565	1,795	743	8,161,227	6,706,133	1,055,004	415,064
平成27年度	16,421	10,555	8,241	1,662	689	7,779,469	6,429,361	961,260	388,848
平成28年度	14,438	8,804	7,155	1,358	331	6,071,769	5,154,733	733,239	183,799
平成29年度	9,489	5,966	5,114	613	257	4,596,549	4,030,028	420,155	146,366

	被保険者数	受給者実人員			支給金額				
		1級	2級	3級	1級	2級	3級		
平成28年8月	15,578	9,067	7,326	1,446	339	598,176	512,678	68,721	16,777
9月	15,203	8,843	7,449	1,125	338	489,511	418,335	55,186	15,990
10月	13,557	8,807	7,413	1,078	333	472,570	407,805	50,251	14,514
11月	13,484	8,576	6,947	1,363	335	441,798	367,500	57,927	16,371
12月	13,333	8,318	6,673	1,335	332	379,539	316,178	50,549	12,813
平成29年1月	13,255	10,363	8,155	1,956	339	789,734	669,405	102,002	18,327
2月	13,110	8,059	6,554	1,211	322	371,856	312,683	46,295	12,878
3月	13,007	8,004	6,501	1,209	307	437,620	369,008	53,549	15,063
4月	12,540	6,982	5,907	803	281	377,146	324,120	41,205	11,820
5月	11,800	6,876	5,908	730	282	523,883	464,370	45,217	14,297
6月	11,351	6,319	5,410	639	283	381,275	332,393	35,669	13,214
7月	10,705	5,784	4,978	560	249	330,696	289,328	29,958	11,410
8月	10,494	5,989	5,152	606	253	445,297	395,198	37,274	12,825
9月	9,712	5,705	4,925	537	249	329,313	288,398	29,444	11,472
10月	8,307	5,838	5,056	559	254	401,025	356,273	32,178	12,575
11月	8,197	5,702	4,885	580	251	348,391	302,738	33,325	12,329
12月	7,791	5,532	4,686	601	253	274,276	233,400	30,076	10,799
平成30年1月	7,740	5,963	5,090	663	250	551,499	490,583	47,312	13,604
2月	7,655	5,413	4,641	535	242	293,719	256,538	27,075	10,107
3月	7,575	5,493	4,725	538	241	337,044	293,708	31,422	11,915
4月	7,488	5,517	4,761	537	244	302,921	265,410	27,237	10,275
5月	7,514	5,708	4,979	540	231	462,487	413,940	35,898	12,649
6月	7,499	5,473	4,771	483	225	309,327	274,028	25,234	10,066
7月	7,465	5,488	4,748	518	245	345,260	306,068	27,540	11,652

(注1)年度計は決算終了後の確定値であり、各級・各月は事業月報による暫定値であるため、各級・各月の累計は年度計に必ずしも一致しない。

(注2)日雇労働被保険者については、平成26年度以降は有効な被保険者手帳を所持している者の数、平成25年度以前は日雇労働被保険者手帳交付数から推計したものの。

(注3)受給者実人員の各級の累計は計と必ずしも一致しない。

各被保険者類型ごとの求職者給付の額

(単位：人、千円)

	一般被保険者	高年齢被保険者	短期雇用特例被保険者	日雇労働被保険者	基本手当	高年齢求職者給付	特例一時金	日雇労働求職者給付
平成20年度	36,787,524 (97.21%)	911,842 (2.41%)	118,207 (0.31%)	24,556 (0.06%)	888,746,888 (92.09%)	29,085,114 (3.01%)	35,331,519 (3.66%)	11,931,552 (1.24%)
平成21年度	36,612,254 (97.15%)	941,940 (2.50%)	109,350 (0.29%)	24,045 (0.06%)	1,283,925,680 (94.42%)	34,937,954 (2.57%)	30,435,509 (2.24%)	10,545,458 (0.78%)
平成22年度	37,195,060 (97.20%)	946,528 (2.47%)	101,664 (0.27%)	21,638 (0.06%)	957,667,542 (93.19%)	30,969,346 (3.0%)	29,834,422 (2.90%)	9,201,508 (0.90%)
平成23年度	37,564,002 (97.19%)	971,722 (2.51%)	93,956 (0.24%)	20,031 (0.06%)	901,669,522 (92.90%)	33,032,015 (3.40%)	26,873,736 (2.77%)	8,987,815 (0.93%)
平成24年度	37,816,094 (96.88%)	1,106,958 (2.84%)	90,812 (0.23%)	19,345 (0.06%)	832,629,496 (91.92%)	38,979,983 (4.30%)	25,395,014 (2.80%)	8,772,762 (0.97%)
平成25年度	38,145,292 (96.54%)	1,260,554 (3.19%)	88,019 (0.22%)	18,718 (0.06%)	757,497,591 (90.93%)	42,734,840 (5.13%)	24,383,692 (2.93%)	8,396,822 (1.01%)
平成26年度	38,621,660 (96.19%)	1,432,663 (3.57%)	82,077 (0.20%)	17,098 (0.04%)	663,156,671 (89.25%)	48,159,855 (6.48%)	23,586,531 (3.17%)	8,161,227 (1.10%)
平成27年度	39,199,500 (95.91%)	1,579,374 (3.86%)	75,422 (0.18%)	16,421 (0.04%)	623,982,111 (88.67%)	50,935,068 (7.24%)	20,991,407 (2.98%)	7,779,469 (1.11%)
平成28年度	39,706,530 (95.52%)	1,776,809 (4.27%)	68,996 (0.17%)	14,438 (0.03%)	569,229,932 (88.26%)	51,064,673 (7.92%)	18,610,927 (2.89%)	6,071,769 (0.94%)
平成29年度	40,334,096 (94.15%)	2,433,056 (5.68%)	64,794 (0.15%)	9,489 (0.02%)	541,817,021 (87.75%)	53,677,172 (8.69%)	17,376,429 (2.81%)	4,596,549 (0.74%)

(注1)括弧内の数字は、それぞれ被保険者数の合計数、各給付の合計額に対する割合。

(注2)被保険者数については、各年度の数値は年度間月平均値である。

(注3)日雇労働被保険者については、平成26年度以降は有効な被保険者手帳を所持している者の数、平成25年度以前は日雇労働被保険者手帳交付数から推計した数

賃金日額の算定について

賃金日額の算定について

- 雇用保険の求職者給付は、原則、基本手当日額の一定日数分が支給される。
- 基本手当日額は、賃金日額の50～80%（60～64歳の場合、45～80%）として決定される。
- 賃金日額は、受給資格決定時の被保険者期間として算定された期間における『最後の完全な6賃金月※』の賃金総額を180で除して得た額として計算。事業主の作成する離職票に基づき、ハローワークで算出している。

※完全な賃金月とは、賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間で、その期間が満1月かつ賃金支払い基礎日数が11日以上ある賃金月のこと。

【賃金日額算定までの流れ】



事業主

離職日の翌日から起算して10日以内に離職証明書を作成して、必要な添付書類を添えて提出。

① 離職証明書の提出

② 離職票の発行



ハローワーク

離職証明書に記載された賃金額等を添付書の賃金台帳等を確認。問題なければ離職票を発行。

離職票に記載された賃金を基に賃金日額を算定。

④ 離職票を提出

離職者

【離職証明書の主な記載事項】

- ・離職日年月日
- ・被保険者期間の算定対象となる1月ごとの期間
- ・1月ごとに、それぞれの賃金の基礎となった日数
- ・各月の賃金支払対象期間
- ・賃金支払対象期間において賃金の基礎となった日数
- ・賃金額

【添付書類】

- ・雇用契約書
- ・賃金台帳
- ・労働者名簿
- ・出勤簿（タイムカード等）
- ・他の社会保険の被保険者資格喪失関係書類等
- ・離職理由が確認できる書類

※過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められ、かつ、就業規則に従って適正に取り扱っていると判断できる事業主から提出されたものについては「離職理由が確認できる書類」を除いて省略可。

(参考) 離職票の記載例

様式第6号(2)

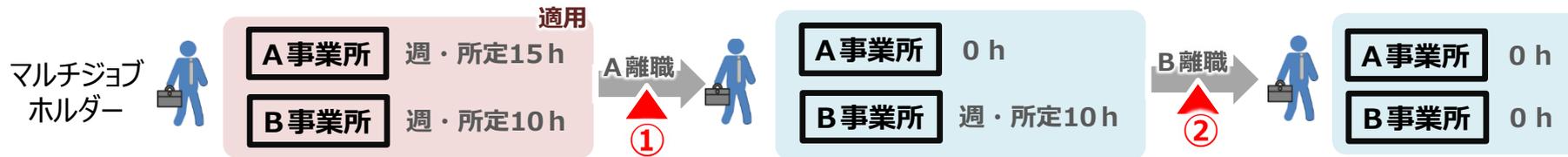
雇用保険被保険者離職票 - 2

① 被保険者番号	4 8 0 0 - 0 1 0 5 6 6 - 2	③ フリガナ	コヨウ タロウ	④ 離職	年	月	日
② 事業所番号	4 8 0 1 - 0 0 1 1 8 6 - 9	離職者氏名	雇用 太郎	平成	28	12	31
⑤ 名称	労働市場センター株式会社		⑥ 離職者の住所又は居所	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3			
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-1		電話番号	(0555) 23 - 8609			
電話番号	03-5253-1111		住所	東京都練馬区上石神井4-8-4			
事業主氏名	労働市場センター株式会社 代表取締役 労働 邦一		※	平成 29 年 1 月 4 日付で交付した離職票-1 (交付番号 987654321 番)に係る賞金支払状況である。 センター 公共職業安定所長 印			
離職の日以前の賞金支払状況等							
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩の基礎日数	⑩ 賞金支払対象期間	⑪ ⑫の基礎日数	⑫ 賞 金 額			⑬ 備 考
⑮ 一般被保険者等 離職日の翌日 月 日	⑯ 雇用特別被保険者 離職日 月 日	⑰ 賞金支払対象期間	⑱ 基礎日数	⑲ A	⑲ B	⑲ 計	⑲ 備考
12月1日~離職日 離職月	31日	12月21日~離職日	11日	95,000			
11月1日~11月30日	月 30日	11月21日~12月20日	30日	200,000			
10月1日~10月31日	月 31日	10月21日~11月20日	31日	200,000			
9月1日~9月30日	月 30日	9月21日~10月20日	30日	200,000			
8月1日~8月31日	月 31日	8月21日~9月20日	31日	200,000			
7月1日~7月31日	月 31日	7月21日~8月20日	31日	200,000			
6月1日~6月30日	月 30日	6月21日~7月20日	30日	200,000			
5月1日~5月31日	月 31日	月 日~月 日	日				
4月1日~4月30日	月 30日	月 日~月 日	日				
3月1日~3月31日	月 31日	月 日~月 日	日				
2月1日~2月28日	月 28日	月 日~月 日	日				
1月1日~1月31日	月 31日	月 日~月 日	日				
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日				

賃金日額の算定について

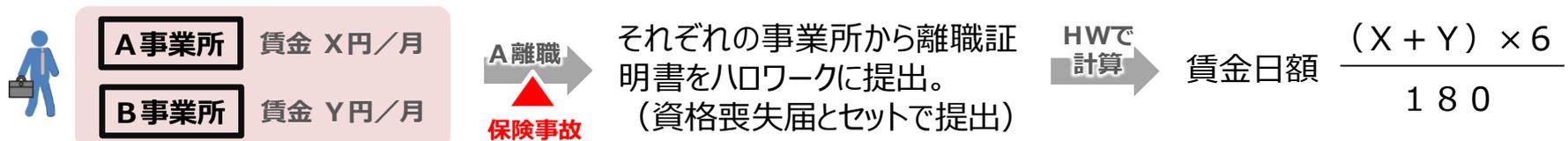
- 『基準引下げ』により適用させる場合、賃金日額の算定・求職者給付の支給は、現行と同様になると想定される。一方、『合算適用』の場合は、賃金日額を、どの雇用関係に基づき計算するかが検討事項となり得る。

【合算適用と仮定した場合】



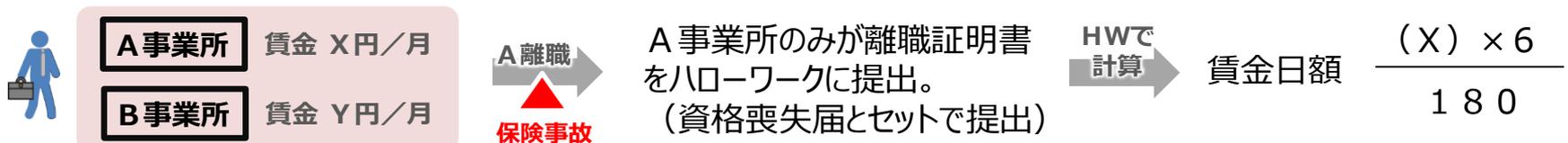
※議論の簡略化のため、賃金は、月額でそれぞれ一定の額（A事業所X円、B事業所Y円）が支払われているものと仮定。

賃金日額を合算させる場合



検討課題 ①事務負担、②一般被保険者とのバランス、③雇用が継続するB事業所の賃金の取扱い

賃金日額を合算させない場合



検討課題 ①賃金日額が小さくなる可能性、②雇用が継続するB事業所の賃金の扱い

(参考) 短時間労働被保険者制度の概要 (平成19年改正で廃止)

● 平成元年に、短時間労働者に雇用保険の適用拡大が行われたが、その際、短時間労働者が一般の労働者に比べて、単に所定労働時間が短いのみならず、離職率が高く、一方で求人が豊富で就職が容易である等の特徴を持っていることから、基本手当等の受給資格要件・所定給付日数等について、一般被保険者と異なる取扱いとした。

		一般被保険者	短時間労働被保険者
定義		<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険被保険者のうち、次の者以外。 <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢継続被保険者 ・短期雇用特例被保険者 ・日雇労働被保険者 	<ul style="list-style-type: none"> ●週所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の週所定労働時間に比し短く、かつ、30時間未満である労働者
基本手当	受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ●離職日以前1年以内に被保険者期間が6か月以上 ●支払基礎日数が14日以上の月を1か月の被保険者期間として算定 	<ul style="list-style-type: none"> ●離職日以前1年（当該期間に短時間労働被保険者であった期間がある被保険者については、その期間に短時間労働者であった日数を1年に加算した期間）以内に被保険者期間6か月以上 ●支払基礎日数が11日以上の月を1/2月の被保険者期間として算定 ※結果的に、全ての期間で短時間労働被保険者であれば、離職日以前2年以内に12か月の被保険者期間が必要になる。
	賃金日額(下限)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般被保険者に比して、短時間労働被保険者に賃金日額(下限)を低く設定。 ※制度廃止前の時点で、概ね一般被保険者の1/2程度で設定。 	
	所定給付日数	<ul style="list-style-type: none"> ●一般被保険者に比して、短時間労働者被保険者に関する所定給付日数を短く設定。 	

産業構造や勤労者意識などの変化に伴い就業形態の多様化が進展。短時間労働者比率の上昇。
一般の労働者→短時間労働者、短時間労働者→一般の労働者といった離職・就職も増加。

平成15年改正 賃金日額・所定給付日数の特例を廃止

平成19年改正 受給要件の特例を廃止 (短時間労働被保険者制度の廃止)

(参考) 所定給付日数の改正経過

第3回 検討会(H30.9.27)
資料4より抜粋

平成12年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分・年齢						
一般被保険者 (短時間労働被保険者)		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	150日 (120日)	180日 (150日)
障害者等の就職困難者	45歳未満	150日 (150日)			300日 (240日)	
	45歳以上65歳未満	150日 (150日)			360日 (270日)	

②特定受給資格者

被保険者であった期間		被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満			90日 (90日)	120日 (90日)	180日 (150日)	-
30歳以上45歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (180日)	240日 (240日)	270日 (240日)	330日 (300日)
60歳以上65歳未満			150日 (150日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)

※()は短時間労働被保険者

平成15年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
全年齢共通		90日	90日	90日	120日	150日
障害者等の就職困難者	45歳未満	150日			300日	
	45歳以上65歳未満	150日			360日	

②特定受給資格者

被保険者であった期間		被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満				120日	180日	-
30歳以上35歳未満		90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満					240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

高齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高齢求職者給付	30日分	60日分 (50日分)	75日分 (50日分)

高齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高齢求職者給付	30日分	50日分

自己都合離職について

自己都合離職による給付制限について

- 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上（特定受給資格者等の場合1年間に6か月以上）であったときに支給する。【法13 I】
- 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。【法33 I】

「失業保険制度における給付制限は、①積極的な就職意欲に欠けている場合、②離職自由からみて自発的失業である場合および③不正受給を行った場合の三種類に分けることができます。このうち、①および②は、給付制限期間に一定の限度が設けられていますが、これは、正当な理由がなく、適職紹介なり訓練受講指示を拒否する者は自発的に失業状態を継続しようとする者であり、また、正当な理由がなく自己都合退職を行った者は、自発的に失業状態を創り出した者であり、当面一応労働の意思を欠くと推定することが妥当な者であります。しかも失業保険は、本来、非任意的失業に対して給付を行うことをその趣旨としており、自発的失業は、制度の本旨になじまないわけです。しかしながら、労働の意思および能力については、時の経過とともに変化するものであり、当初は任意的失業であっても、一定の期間の経過により非任意的失業と同様の状態に変化してゆくものとして、給付制限の対象となる受給資格者についても、給付制限期間の経過により、非任意的失業に転化したものとして典型的に処理しています。

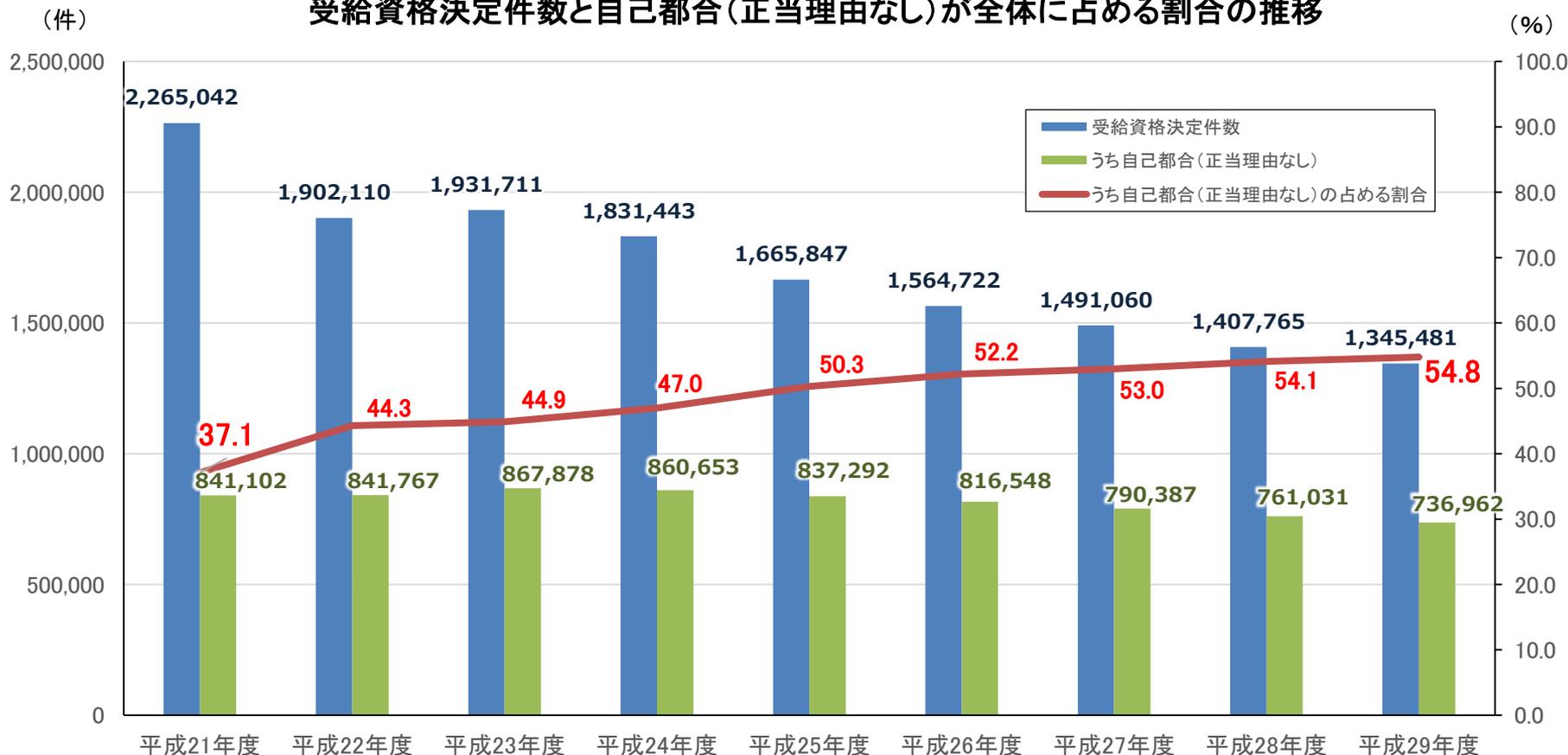
このように、給付制限を行うことによって受給資格者の就職意欲を喚起し反省を促すとともに、また一方受給資格者が失業保険の受給のみに依存して怠惰に陥ることを防止し、他方その就職の促進を図ろうとするものです。」

[抜粋]失業保険法(コンメンタール) 労務行政研究所 昭和45年10月10日発行

自己都合離職による雇用保険受給資格決定件数の状況

給付制限の対象となる自己都合離職は、比較的、景気変動の影響を受けず、各年度、一定程度、存在している。

受給資格決定件数と自己都合(正当理由なし)が全体に占める割合の推移



※ 自己都合離職については、正当理由(体力の不足、妊娠、出産、育児介護等のやむを得ない理由)があるものを含まない。

求職者給付以外の給付について

教育訓練給付・雇用継続給付の被保険者類型別の対象

- 教育訓練給付・雇用継続給付について、各被保険者類型を給付状況及びその理由は、次のとおり。

保険給付		一般被保険者	高年齢被保険者	短期特例被保険者	日雇労働被保険者
教育訓練給付	一般教育訓練給付	○	○	× (季節的労働、日雇労働に係る雇用の安定等については、雇用構造に根ざす問題として二事業による措置が適切と考えられた。)	
	専門実践教育訓練給付	○	○		
雇用継続給付	高年齢雇用継続給付	○	× (対象が65歳未満)	× (一定期間での離職が予定されており、給付目的に馴染まない。特に、育児休業、介護休業については、育児・介護休業法の取得要件を満たせないと考えられる。)	
	育児休業給付	○	○		
	介護休業給付	○	○		

一般教育訓練給付の概要

一般教育訓練給付の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:11,299講座(平成30年4月時点)

①輸送・機械運転関係 6,066講座
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係
2,786講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 628講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 349講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 395講座
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 240講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 269講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 28講座
(技能検定等)

⑨その他 538講座
(大学院修士課程等)

一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座数(※)	3,445	8,541	9,084	9,571	10,056	10,305	11,299
受給者数(人)	198	135,944	121,056	120,117	111,790	99,978	—

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

専門実践教育訓練給付の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付」及び「教育訓練支援給付」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数:742講座
例)商業実務
経理・簿記等

③専門職学位課程

講座数:77講座
例) MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:94講座
例) 特別の課程(工学・工業)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、
情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:16講座
例) クラウド・IoT 等

高年齢雇用継続給付(基本給付金)の概要

60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者に支給。

■支給要件

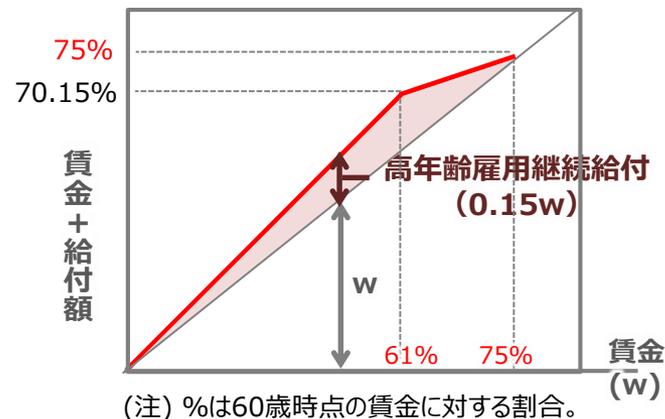
被保険者期間 5年以上

■給付内容

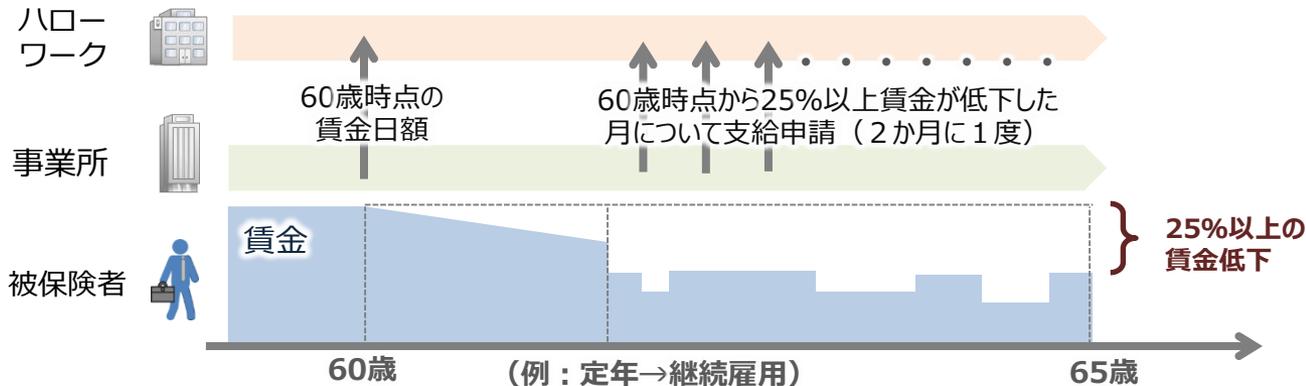
60歳以後の各月の賃金の15% (65歳に達するまで支給)

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え、75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額35万7,864円を超える場合、超える額を減額



■参考 (事務の基本的フローのイメージ)



「高年齢雇用継続給付は…、高年齢の働き続ける意欲の減退や基本手当、年金等の安易な選択等を招き、これをそのまま放置すれば、さらに深刻な保険事故である「失業」に結びつきかねない状況にあると認められることから、これを「失業」に準じた職業生活上の事故ととらえ、雇用の継続を援助、促進するための給付であり、平成六年改正により設けられたものである。」

「(支給要件は、)高年齢雇用継続給付が、六十歳以上六十五歳未満の高齢者の雇用の継続を援助、促進することにより、高齢者が失業して基本手当を受給する事態を防ぐという基本手当の代替機能を有するものであり、最大五年の給付を行うものであることから、負担と給付のバランスや基本手当とのバランスを考慮して設定されたものである。」

育児休業給付の概要

労働者の職業生活の円滑な継続を促進するため、労働者が1歳※1（子が1歳を超えても休業が必要と認められる場合※2）については最長で2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給。

※1 当該労働者の配偶者が、子の1歳に達する日以前のいずれかの日において、当該子を養育するための休業をしている等の要件を満たす場合は、1歳2か月。

※2 保育所の申込みを行ったが利用できない場合や、子の養育を行っている配偶者が死亡した場合 等

■支給要件

雇用保険の被保険者が育児休業をした場合に、育児休業開始の日前2年間に被保険者期間が12か月以上。

※有期雇用労働者については、

①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であり、

②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が満了することが明らかでない（2歳まで育児休業を延長する場合には、2歳まで）

場合には、育児休業の取得が可能。

ただし、労使協定により、1週間の所定労働日数が2日以下の労働者等を育児休業の対象外とすることができる。

※また、育児休業の取得期間中は、原則として就労できない（一時的・臨時的な就労のみが可能）。

■給付内容

休業開始から6か月までは休業開始前賃金の67%相当額、それ以降は50%相当額。

※休業期間中に、就業している日が10日を超えて、かつ、就業している時間が80時間を超えるときは、当該月は育児休業給付金は支給されない。

■考えられる育児休業の取得イメージ



介護休業給付の概要

労働者の職業生活の円滑な継続を促進するため、労働者が対象家族※1の介護を行うための介護休業※2を行う場合に支給。

- ※1 対象家族 ① 配偶者(事実上婚姻関係にある者も含む。)、父母、子、配偶者の父母
② ①に準ずる者(労働者の祖父母、兄弟姉妹、孫)

※2 対象家族1人につき3回、通算93日を限度とする。

■支給要件

雇用保険の被保険者が介護休業をした場合に、介護休業開始の前日2年間に被保険者期間が12か月以上。

※有期雇用労働者については、

①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であり、

②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかでない

場合には、介護休業の取得が可能。

ただし、労使協定により、1週間の所定労働日数が2日以下の労働者等を介護休業の対象外とすることができる。

※また、介護休業の取得期間中は、原則として就労できない(一時的・臨時的な就労のみが可能)。

■給付内容

休業開始前賃金の67%相当額

※ 休業期間中に、就業している日が10日超えるときは、当該月は介護休業給付金は支給されない。

■考えられる介護休業の取得イメージ



週・所定15h

週・所定10h

介護休業取得



週・所定15h

週・所定10h

介護休業取得

就業継続

(参考) 一般被保険者



週・所定25h

介護休業取得

介護休業給付の支給申請可



週・所定25h

時短で就業継続
(週・所定10h)

介護休業給付の支給申請不可